

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施について

中野区基本計画では、「誰もが自分らしく輝ける地域社会の形成」を政策の一つとして位置づけ、「障害の有無などにかかわらず、個々の特性や強みを生かした就労や社会参画等を通じて、自分らしく輝くこと」を目指すまちの姿としている。また、令和4年第1回定例会において、「失語症者向け意思疎通支援者派遣制度の早期実現について」の陳情が採択されている。

こうしたことを踏まえ、令和5年度より、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（以下、「事業」という。）を実施することとしたため、その実施内容等について以下のとおり報告する。

1 事業概要

失語症者が参加している団体に対して、意思疎通支援者を派遣するとともに、失語症者と意思疎通支援者が集うサロンを開催し、会話の支援を行うことにより、失語症者の自立及び社会参加を促進する。

2 事業内容

（1）失語症者が参加している団体への意思疎通支援者派遣

①内容

東京都が実施する「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会（必修基礎コース）」を修了している者で区に登録をした、失語症者とその他の者の意思疎通を支援する者（以下、「登録支援者」という。）を、失語症者が参加している団体に派遣し、意思疎通の支援を行う。

②対象団体

区内において失語症者が参加し、失語症者の自立した生活又は社会参加の支援を目的とする活動を実施している団体で、区に登録をした団体とする。

③派遣開始日

令和5年6月（予定）

（2）失語症サロン

①内容

失語症者と登録支援者との交流やマッチングを目的としたサロンを開催し、将来的に、失語症者の日常生活上の外出時等において登録支援者を派遣する事業につなげる。

②対象者

区内に住所を有する失語症者であって、将来的に日常生活上の外出時等における意思疎通支援を希望する者とする。

③サロン開始日

令和5年10月（予定） ※その後、月1回程度開催予定

④定員・体制

失語症者の定員は5名程度とし、原則として、失語症者1名につき登録支援者を1名配置する。

3 実施方法

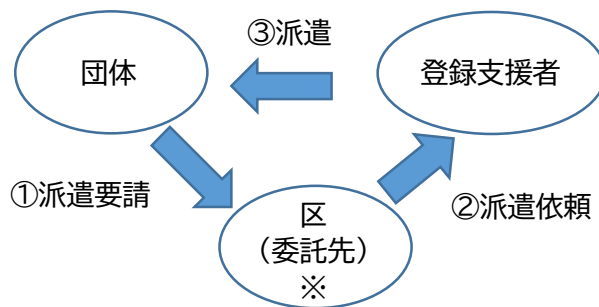
委託により実施する。

4 今後のスケジュール（予定）

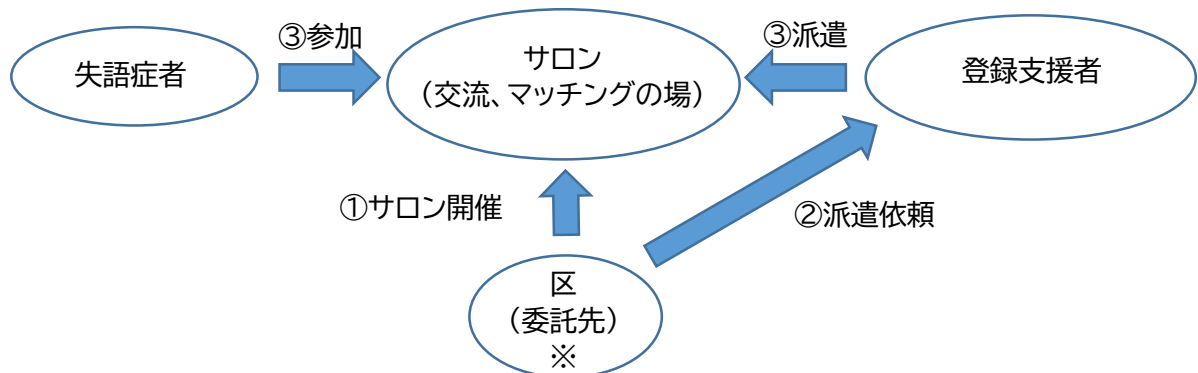
令和5年 5月 東京都「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会（必修基礎コース）」修了者向け説明会実施→希望者は区に登録支援者として登録
6月 団体派遣開始
10月 サロン開催

（実施イメージ）

○失語症者が参加している団体への意思疎通支援者派遣



○失語症サロン



※委託先は、失語症に関する知識や失語症者の支援等の経験を持つ言語聴覚士を配置し、登録支援者のフォロー、失語症者と登録支援者のマッチング等を行う。